

計 画 期 間
---------

平成23年度から平成32年度
----------------

## 長崎県酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成23年8月



長 崎 県

## 目 次

酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 本県における酪農及び肉用牛生産の役割・機能	
2 畜産・酪農経営安定対策	
3 持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換	
4 自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換	
5 消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通	
生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標・・・・・・・・	P 1 2
1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	
2 肉用牛の飼養頭数の目標	
近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 3
1 酪農経営方式	
2 肉用牛経営方式	
乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 6
1 乳牛	
2 肉用牛	
飼料の自給率の向上に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 9
1 飼料需要見込量	
2 飼料給与	
3 飼料供給計画	
4 飼料基盤の確保等	
集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	P 2 2
1 集送乳の合理化	
2 乳業の合理化等	
3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化	
その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項・・・・・・・・	P 2 7
1 家畜衛生対策の充実・強化	
2 家畜排せつ物の適正管理	

## 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な方針

本県の農業は、離島・半島地域が大部分を占め平坦地が少ないという厳しい条件の中、農業者を始め関係者の創意工夫と努力の積み重ねにより、各地域の特性を活かした多様な農業が展開されている。なかでも畜産業は、農業産出額の約3割を占める基幹的作目であり、特に肉用牛は離島や半島地域の農業振興を図るうえで重要な作目となっている。

しかし、近年における配合飼料価格の高止まり、輸入農畜産物の増加をはじめ、産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化等畜産を巡る農業情勢は厳しい現状にある。

このような中、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」では、戸別所得補償制度の導入や農業の6次産業化等新たな施策を展開することとしている。

酪農及び肉用牛においては、生産性の高い畜産経営の持続的な発展を図るため、農業者等の自主的な取組みを活かしつつ、経営基盤の強化及び高品質化による肉用牛生産の振興、飼料基盤に立脚したゆとりある酪農経営の確立等、生産の維持・拡大対策を実施するとともに、家畜排せつ物の適正な処理と利用の推進を図るなど、生産から流通・消費までの施策を総合的に実施する。

また、宮崎県で発生した口蹄疫は、全国の畜産農家を震撼させ、改めて家畜防疫の重要性を認識する契機となった。

今回の「長崎県酪農・肉用牛生産近代化計画」の策定にあたっては、こうした現状を踏まえながら、県の「長崎県総合計画」並びに「ながさき農林業・農山村活性化計画」に沿って、次の事項を基本に、本県酪農及び肉用牛生産の安定的な発展と消費者から支持される畜産物の安定供給の実現を図るものとする。

### 1 本県における酪農及び肉用牛生産の役割・機能

#### (1) 地域資源の活用による酪農及び肉用牛生産の活性化

酪農及び肉用牛生産は、農業産出額(平成20年)1,396億円のうち256億円を占め、本県農業の基幹的品目となっている。さらに、生乳や牛肉の加工、流通等の関連産業は、地域経済を活性化させ、雇用の創出につながるなどの効果を有している。

とりわけ、中山間地域、離島等の条件不利地域を多く有する本県にあっては地域資源を活用できる、酪農及び肉用牛生産が地域の基幹産業となっている。

#### (2) 国土の保全等の多面的機能

酪農及び肉用牛生産は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の機能を有するほか 飼料作物の生産による耕作放棄地の発生防止や放牧による有効活用等、国土の保全に寄与している。

### (3) 資源循環型畜産の推進

酪農及び肉用牛生産においては、家畜排せつ物を適正に管理し、良質堆肥として自給飼料生産に利用することで、「土・草・牛」を通じた資源循環を図りつつ、生乳や牛肉といった畜産物の生産を推進する。

また、堆肥は土地利用型農業においても、肥料として不可欠であることから、耕畜連携による資源循環においても重要な存在となっている。

## 2 酪農・肉用牛経営安定対策

### (1) 経営安定対策

現在、酪農及び肉用牛生産に対しては、酪農経営に対する加工原料乳生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営に対する肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営に対する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）等の経営安定対策が講じられており、酪農及び肉用牛生産等の特性を十分に踏まえつつ、今後ともそれぞれの畜種における経営安定対策を推進する。

### (2) 畜産経営を支援するための金融措置

酪農及び肉用牛経営は、短期の運転資金や畜舎の整備等のための多額の設備投資資金が必要であることに加え、投資資金の回収に時間を要するほか、資材や生産物の価格変動も大きいという特徴がある。このため、意欲ある酪農及び肉用牛経営が自らの創意工夫を活かした経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の多様なニーズに応えていく必要がある。また、6次産業化の推進、自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換等を図っていくためには、経営環境の悪化により借入金の償還が困難となっている経営に対しては、その経営を再建させるため、地域の関係機関による経営改善のための経営及び技術指導を行うとともに、負債の借換えなどの金融措置を講じていくことが必要である。

### (3) 経営環境の変化に対する機動的な対応

口蹄疫等の発生、飼料価格の高騰や激しい価格変動等に対しては、緊急かつ機動的な対応に努める。

## 3 持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換

### (1) 6次産業化の取組み等による所得向上

酪農及び肉用牛生産の産業としての持続性を確保するために、乳製品等の生産から加工・販売までを取り込んだ6次産業化の取組み等により所得の増大を図る必要がある。

このため、意欲ある酪農及び肉用牛経営が、加工や直接販売等に主体的に進出し、経

営を多角化・高度化する6次産業化の取組みを支援することにより、生産・加工・販売の一体化による付加価値の向上を推進する。

さらに、自給飼料の利用拡大、飼養管理技術や家畜の能力向上、規模拡大等による生産コストの引下げを推進していく。

## (2) 需要に即した生産の推進と販売

### 生乳の需給調整

生乳については、他の農産物とは異なり、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がないことから、廃棄することのないよう需要に応じた生産と緻密な需給調整がより重要となっている。

このため、生産者団体による生乳や牛乳・乳製品の需給・価格動向等の的確な把握・分析や生産者に対するこれら情報の提供等を通じ、生産者、乳業メーカーが需要に応じた生乳や牛乳・乳製品の生産を図っていく。

### 特色ある肉用牛生産の推進

肉用牛については、脂肪交雑重視から「おいしさ」に着目した指標研究や改良を進めるとともに、地域の特性を活かした多様な生産体制の構築、放牧を活用した効率的・省力的管理を図り、収益性を高める。

## (3) 多様な経営の育成・確保

### 酪農及び肉用牛生産における多様な取組みの推進

本県の酪農及び肉用牛の生産基盤を維持していくためには、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある経営を育成・確保していくことが必要である。今後、規模拡大による効率化のみを追求するのではなく、加工・販売といった6次産業化への取組みを含め、地域の特性等それぞれの置かれた環境を踏まえた多様な取組みを行いながら、経営体質の強化を図る。

### 新規就農者の育成・確保

経営者の高齢化が進み、近い将来には大量リタイアが見込まれており、生産基盤を維持するため、後継者や新規参入者といった新規就農者の確保が必要である。

このため、技術や経営能力の高い新規就農者を育成・確保する体制を整備する必要があり、特に、酪農ヘルパーについては、新規就農者の技術習得の場としての活用を促進する。

### 支援組織による技術・経営能力の向上

周年拘束性の高い酪農の労働条件の改善や高齢化が進んでいる肉用牛繁殖経営等の生産者を支援するため、ヘルパー組織、飼料生産受託組織（コントラクター）及びTMRセンター等の支援組織の育成や、公共牧場の機能強化をさらに推進する。

また、こうした支援組織は、生産者が相互に交流して情報交換を行うとともに技術指導を受けることができる場としての活用を推進する。

#### 女性が活躍しやすい環境の整備と高齢者の能力の活用

酪農及び肉用牛経営において重要な役割を果たしている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、経営能力向上のための研修機会の提供及び家族経営協定の締結促進やヘルパー制度の充実を通じ、女性が研修等に参加しやすい環境づくりを促進する。

また、加工や販売等に進出する女性の取組みを支援するとともに、地域の方針決定過程への女性の参画を促進するための普及啓発、ネットワークの充実等を図る。

さらに、高齢の生産者が有する豊富な知識や経験を学ぶことで新規就農者や若手後継者の技術の向上を図る。

### (4) コスト低減・省力化

#### 飼養管理技術等の高度化及び自給飼料中心の給与体系への転換

生産コストの低減や省力化のためには、飼養管理技術等の高度化及び自給飼料中心の給与体系への転換が必要である。

飼養管理や草地管理技術の高度化に向けて、コントラクター、TMRセンター、公共牧場と試験研究機関、指導機関、獣医師が連携して技術指導のネットワーク化を図る。

酪農においては、飼養規模や飼養管理方式（フリーストール（またはフリーバーン）・ミルクパーラー方式、スタンション方式）に応じて、自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置等の導入により生産コストの低減や省力化を推進する。

肉用牛においては、繁殖雌牛の妊娠ステージに応じた適正な飼養管理と適度な運動、確実な発情の発見による適期授精を通じ1年1産の実現や生産された子牛の事故率低下に努める。

肥育牛においては、できるだけ早期から個体の能力に応じた効果的な肥育に努め、肥育期間の短縮を一層推進する。

#### ヘルパー等支援組織の育成

ヘルパー等の支援組織は、畜産農家の労働負担の軽減や就業者の傷病時における経営継続等の面で大きな役割を果たしており、新規就農者の育成・確保や生産基盤の維持・強化にも資するものであることから、こうした支援組織の育成、充実・強化を推進する。特にコントラクター組織については、委託希望者とのマッチングや組織の円滑な活動について積極的に支援を行い、組織の育成および活動の充実化を図る。

#### 生産コスト低減のための規模拡大

飼養規模の拡大は、1頭当たり労働費の低減を図る手段となることから、規模が零細である肉用牛繁殖経営においては、生産コストの低減を図るため規模拡大を推進する。

## (5) 改良や新技術の開発・普及等による生産性の向上

### 牛群検定の普及促進

乳牛については、泌乳量等個体の能力に見合った飼料給与や健康管理が必要であり、給与飼料の成分や栄養価の把握とともに、牛群検定等のデータを活用した、適切な飼養管理、繁殖管理、乳質管理及び牛群改良（乳牛の選抜淘汰、更新牛の確保）による生産性向上を推進する。

### 乳牛の生涯生産性の向上

乳牛の改良については、牛群検定の実施率の向上等による乳量向上を基本としつつ、泌乳持続性（泌乳ピーク時の乳量を持続する能力）に着目した改良を推進することによって、粗飼料利用性（摂取した粗飼料を効率的に畜産物の生産に利用できる能力）を高めるとともに、生乳生産量の大幅な増減による乳牛への身体的負担を軽減し繁殖性（効率よく妊娠し分娩する能力）の向上等を通じて生涯生産性（単なる乳量だけでなく、乳牛の供用年数等の経済性も考慮した生涯における生産性）の向上を図る。また併せて、長命連産性との関係が明らかな乳器及び肢蹄の改良による生涯生産性の向上にも努める。また、乳牛の快適性に着目した飼養環境改善による生涯生産性の向上を図る。

### 性判別精液の利用拡大

酪農経営において優良な後継牛の効率的な生産を推進するため、性判別精液の利用の普及・拡大を推進する。

### 県有種雄牛の遺伝資源の保護・活用

県有種雄牛は本県の生産者、改良関係者の努力により改良された財産であることから、適切に管理することが重要である。

このため、凍結精液証明書のコピー化を導入し、流通経路の検証を可能とするシステムを取入れ遺伝資源の流出防止に努める。

### 和牛の生産性の向上

和牛の改良については、生産コストを抑えるため、現状の脂肪交雑を維持しつつ、飼料利用性が高いといった質量兼備の種畜の改良を進め、繁殖性に優れ、生涯生産性の高い繁殖雌牛の選抜・利用を推進する。

また、効率的な家畜改良を推進するため、受精卵移植や遺伝子解析、超音波画像を用いた肉質判定等の技術に加え、今後は「おいしさ」に着目した指標研究や改良手法に係る新技術の活用に努める。

## (6) 畜産物のブランド化

### 牛乳・乳製品

県内産生乳を用いた牛乳・乳製品の消費を拡大する手段の一つとして、地産地消を推進し地域ブランドの確立を図る。

## 長崎和牛

和牛については、肥育素牛の県内供給率を高め、地域内一貫生産体制を推進し、「長崎生まれ長崎育ち」の牛肉生産の拡大を図るとともに、全国和牛能力共進会での上位入賞により、本県肉用牛の全国的な評価を高め、産地間競争に打ち勝つ「長崎和牛」のブランド確立を図る。

また、県内の基幹的食肉市場である佐世保食肉センターでの枝肉及び部分肉流通を推進する。さらに、行政と生産者団体等が連携し、流通販売業者や消費者との交流を深めるとともに、長崎和牛販売指定店を拡大し需要及び販路拡大に向けた取組みを推進する。

## (7) 畜産物の輸出の促進

### 県産畜産物のPRの推進

本県近隣の東アジア諸国・地域における品質や安全性に関心の高い富裕層に向けた本県の牛肉の輸出に向け、海外にPRするなど、輸出の促進に努める。

### 県産畜産物の品質や安全性の向上

牛肉等を輸出するためには、相手国・地域が求める衛生条件等に応じた加工処理施設の整備が必要な場合があることから、そのような衛生条件等の輸出認定基準に適合できる食肉センターのあり方について民間団体等と検討していく。

## (8) 加工・流通の合理化

### 集送乳及び乳業の合理化

生乳流通の合理化に当たっては、県下1酪農協への統合を推進することで集送乳の合理化を進め、生乳流通コストの低減を図る。

また、乳業工場については、飲用牛乳の消費量が年々減少し、市場が縮小する中、計画的な再編・合理化を進め、製造販売コストの低減、品質の向上及び衛生対策の高度化を推進する。

### 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

肉用牛の流通については、肉用牛の公正な取引及び適正な価格形成を確保するため、家畜市場の機能高度化や運営体制の改善等を推進する。

また、牛肉の流通については、県内の食肉処理施設における部分肉流通の拡大を図り、流通コストを削減するとともに、実需者のニーズに応じた処理加工への取組みを推進する。

### 6次産業化等の推進

生産者自らが付加価値の高い農業経営を展開するために6次産業化等の特色ある取組みを推進する。

#### ( 9 ) アニマル・ウェルフェアへの対応

日々の観察や記録、家畜の丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理の励行により、家畜を快適な環境で飼うことは、家畜が健康であることによる安全な畜産物の生産につながるとともに、能力を最大限に発揮させることによる生産性の向上にも結びつくものである。このため、国等が示す飼養管理指針に基づき、アニマルウェルフェア（快適性に配慮した家畜の飼養管理）の考え方について共通の理解の醸成を深める。

### 4 自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換

#### ( 1 ) 資源循環型社会への貢献

輸入飼料への依存体質から脱却し、国土資源の有効活用による自給飼料基盤に立脚した足腰の強い酪農及び肉用牛生産に転換するとともに、家畜排せつ物を適正に管理しその利用を促進することや、食品残さ等（農場副産物、食品製造副産物、余剰食品等）のリサイクルの一環としてエコフィードの生産・利用を拡大する。

#### ( 2 ) 自給飼料の利用拡大

飼料作物の生産利用の拡大や地域の飼料資源を活かした放牧の導入を進めるため、コントラクター、TMRセンター等の支援組織の育成及び普及、公共牧場の活用促進や放牧拡大、諫早湾干拓地等条件の良い圃場では低コスト粗飼料生産や粗飼料の広域流通などを推進する。

#### ( 3 ) 農地や未利用地の有効活用

##### 飼料用稲等の生産による水田の活用

本県の水田を有効に活用し、水田と畜産の結び付きを強化することにより、飼料の増産を図る。水田飼料作物としては、これまでに推進を図ってきた飼料用稲（稲発酵粗飼料、飼料用米）のほか、湿害に強い飼料作物の生産拡大を推進する。

##### 多様な飼料生産の推進

本県の気象条件、土地条件等に適合した多様な飼料生産を推進するため、地域に適合した品種の選定や生産利用技術の普及による効率的な生産体制を確立する。

##### 耕畜連携による資源循環

堆肥の施用による飼料用稲の生産及びその利用、堆肥と稲わら等の農場副産物との交換等による耕畜連携を強化する。

その際、堆肥の需要者である耕種農家のニーズを的確に把握し、ニーズに即した良質堆肥を生産・供給する。

#### 草地基盤整備・優良品種の導入等による効率的生産

草地基盤整備や草地更新のほか、優良品種の導入や細断型収穫機の活用等の飼料生産技術の向上を推進し、反収の増加や土壌改良等による効率的かつ安定的な飼料生産を実現する。

#### 放牧によるコスト低減とゆとりの創出

放牧は、飼料費の低減や飼養管理の省力化によるゆとりの創出、中山間地域等における自然環境の保全、良好な景観の形成や鳥獣被害の軽減に資することから、地域や畜産経営の条件に応じて、経営内における牧草地、公共牧場、耕作放棄地、野草地等の低・未利用地や水田を活用した放牧を推進する。

このため、放牧技術の改良を進めるとともに、地域において放牧技術の普及を推進する技術者の育成や耕種農家、畜産農家及び関係機関・団体の連携による放牧推進体制の確立を図る。

#### 河川敷等未利用地の活用

河川敷、砂防ダム等未利用地を含めたあらゆる利用可能な土地の活用により、飼料の確保を図る。

### (4) 飼料生産支援組織の育成及び高度化

畜産経営の高齢化に伴う労働負担の軽減や自給飼料の生産拡大を図るためには、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産支援組織の育成により、飼料生産の外部化を推進する。

また、コントラクターやTMRセンターの経営が安定したものとなるよう、法人化や経営規模の拡大等による経営の高度化を推進する。

### (5) 国産粗飼料の広域流通

飼料自給率の向上を図るため、飼料保管場所（ストックポイント）の確保や管理体制を整えることによって広域流通拠点を整備し、耕種農家から畜産農家への効率的な粗飼料流通を推進する。

### (6) エコフィードの利用拡大

地域で排出される食品残さ等多様な飼料資源の有効活用を推進するため、畜産業と食品産業との連携によるエコフィードの生産拡大を推進する。

また、飼料化できる食品残さ等の需給情報の収集とマッチング、利用方法や安全性の普及啓発活動など利用拡大に向けた取組みを支援する。

## (7) 家畜排せつ物の利用の促進

### 堆肥の自給飼料生産への利用

家畜排せつ物の有効な利用による資源循環型畜産を推進するため、家畜排せつ物由来の堆肥を活用した自給飼料生産の一層の強化を図る。

### 耕畜連携の強化による堆肥利用の促進

生産した堆肥の全量を自ら利用することは困難である場合、耕畜連携を通じ、地域及び広域での堆肥の利用を促進する。

### 耕種農家のニーズに合った堆肥生産

堆肥の流通促進には、ニーズにあった品質や価格に加え、運搬・散布等のサービスが求められている。そのため、堆肥生産者が実需者のニーズを的確に把握し、そのニーズに即した堆肥の生産・供給を推進する。

### バイオマスの積極的な利活用

家畜排せつ物とその需要量を越えて過剰に発生している地域等においては、堆肥化以外の方法により家畜排せつ物のバイオマス利用を図ることも重要であり、必要に応じ、炭化・焼却処理、メタン発酵等により、エネルギー利用を推進する。

## 5 消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通

### (1) 安全と信頼の確保

#### 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の適正使用

飼料・飼料添加物については、BSEの発生防止や飼料の安全性の確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく諸規制を的確に運用することが重要である。

さらに、飼料用作物への農薬の使用に当たっては、ラベルに記載された農薬使用基準を遵守するよう啓発・指導を実施し、飼料用稲（稲発酵粗飼料、飼料用米）の生産に当たっては、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」（平成23年2月）及び「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」（平成21年11月）に基づく適切な栽培管理の徹底を図る。

また、動物用医薬品については、販売、使用段階では薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく要指示医薬品制度、使用規制制度等による適正使用の推進と監視指導を実施する。

#### 産業動物獣医師等の養成・確保

国内でのBSEや高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生等により、安全で良質な畜産物の安定的な供給に関して、産業動物獣医師や公務員獣医師に対する国民の期待が高まっており、こうした獣医師の果たすべき責任が増大している。

一方で、産業動物分野においては獣医師の減少や高齢化により、今後、獣医師の確保

が困難になることが懸念されている。

このため、産業動物分野及び家畜衛生公務員獣医師の就業誘引を図る取組みや獣医修学資金の貸与により産業動物獣医師や公務員獣医師の養成・確保を図る。

また、獣医師が口蹄疫等の家畜の伝染性疾病に的確に対応できるようにするため、緊急時の防疫指導に係る知識や技術等の修得を図る機会を増大し、緊急時の防疫指導を実践する獣医師の養成を推進する。

#### 牛(牛肉)トレーサビリティ

牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)によりトレーサビリティの実施が義務づけられており、同法の的確な運用を図ることにより、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進する。

また、関係者への監視指導等を実施し、牛肉に対する消費者の安全・安心の信頼確保に努める。

#### 飼養衛生管理の向上

農場において、有害微生物等による人の健康に影響を与えるリスクを低減し、畜産物の安全性を一層確保するとともに、家畜の伝染性疾病の発見・予防により、安全な畜産物を安定的に供給するため、「飼養衛生管理基準」(家畜の所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準)の遵守を徹底するとともに、農場段階におけるHACCP(危害要因分析・重要管理点)の考え方を取り入れた飼養衛生管理(農場HACCP)について、農場指導員の養成や取組み農場の認証等により、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元の獣医師等地域が一体となった普及・定着等を推進する。

#### 畜産物の加工食品の原料原産地表示

加工食品に対する消費者の選択に資するなどの観点から、加工食品における原料原産地表示の監視指導を実施する。

## (2) 多様化するニーズを捉えた畜産物の消費拡大

### 健康志向、高齢化等を踏まえた消費者・実需者ニーズの把握

消費者のライフスタイルの変化や健康志向の高まり、環境への配慮等といった多様なニーズに応える一方、加工用・業務用等の新たに拡大する用途・需要にきめ細かく対応するため、消費者・実需者のニーズを把握することが重要である。

### 消費者・実需者ニーズに対応した生産への質的転換

生乳取引における乳脂肪基準のあり方については、飲用牛乳だけでなく乳製品製造のための乳脂肪分や無脂乳固形分(乳たんぱく質)を可能な限り国産で供給することの重要性も踏まえ、消費者ニーズの変化、安定した品質の粗飼料確保等を総合的に勘案し、取引関係者等と議論を行っていく。

黒毛和種については、適度な脂肪交雑、肥育期間の短縮等によるコスト削減の balan

スをとることがこれまで以上に重要である。

また、褐毛和種については早肥性や粗飼料の利用性等、脂肪交雑以外の品種特性を活かした貴重な資源として生産が必要である。このため、実需者ニーズや品種特性を踏まえた低コスト肉用牛生産を推進する。

#### 多様化する消費者ニーズを踏まえた消費拡大のための取組み

牛乳・乳製品については、地域からの提案による需要拡大の取組みに対する支援や新商品開発の促進に対する支援を行うほか、日常の家庭料理において活用されるよう牛乳・乳製品を利用した料理を普及するなど、多様な消費者ニーズに対応した消費拡大を推進する。

国産牛肉については、乳用種（赤身で低価格が魅力）、交雑種（中程度の価格でほどほどの霜降りが楽しめる）、黒毛和種（高価ではあるが十分な霜降りが楽しめる）といった品種ごとの商品特性を分かりやすく消費者に情報提供していくことが重要である。

また、輸入牛肉と競合する低価格帯の牛肉については、インターネットや生協を通じて販売する等、生産者団体による直接販売ルートの新規開拓・拡大を推進する。

#### 地産地消の推進

生産者、農業団体と実需者である学校給食や社員食堂、外食・中食事業者等との連携を通じた地場畜産物の利用を拡大する。

### (3) 畜産における食育等の推進

食のあり方を考えることの重要性を踏まえ、日常の食生活や生産現場における体験等を通じて食育の取組みを推進することが必要である。

このため、ふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動をはじめ、消費者と生産者の交流を深める産地交流会等、様々な活動を通じ、子供たちや保護者に対する「食」や「生命」、「心」に関する教育の支援や、農業生産現場及び畜産物についての理解を深めていく。

また、畜産物の安全はもとより、畜産物に対する消費者の信頼を確保する観点から畜産物の安全に関する情報等について、インターネットや各種情報交流会等を通じて正確な情報を迅速的確な情報提供に努める。

生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

### 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

平成32年度の生乳生産目標は、飲用牛乳を中心に減少が見込まれるものの牛乳・乳製品の消費拡大を図り現状並みの生産水準が確保されるものとして60,300トンとする。

また、乳牛の飼養頭数については、農家戸数及び飼養頭数とも減少するものの、1頭当たりの年間乳量は牛群改良と飼養管理技術の高度化により現在の7,670kgから概ね13%向上させ、目標年度には8,700kgとする。

区域名	区域の範囲	現在（平成20年度）					目標（平成32年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
長崎県	県全域	10,300	8,270	7,810	7,670	59,900	9,900	7,300	6,900	8,700	60,300

### 2 肉用牛の飼養頭数の目標

肉用牛は、本県農業の基幹作目であり、特に離島・半島地域の農業振興に不可欠な作目であることから、積極的に振興を図る。

そのため、地域の特性を生かした多様な生産体制を強化し、放牧を活用した効率的・省力的管理を図りつつ、地域の自給飼料基盤に立脚した収益性の高い肉用牛経営を推進し、現状の91,200頭に対し、21%増の110,000頭を目標とする。

区域名	区域の範囲	現在（平成20年度）								目標（平成32年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
長崎県	県全域	91,200	30,800	29,000	15,400	75,200	5,800	10,200	16,000	110,000	34,000	40,000	22,000	96,000	4,000	10,000	14,000

近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営 経産牛50頭規模

家族経営で酪農専業としておおむね600万円の所得が見込める規模のつなぎ・パイプライン方式の類型

単一経営 経産牛120頭規模

家族経営でフリーストール（またはフリーバーン）・ミルクングパーラー方式により多頭数飼養を行う類型

単一経営 経産牛200頭規模

法人経営でフリーストール（またはフリーバーン）・ミルクングパーラー方式を活用する大規模な経営の類型

単一経営 経産牛40頭規模

家族経営で酪農経営とともに6次産業化等に取り組む類型

方式名	経営概要										生産性指標					備考				
	経営形態	飼養形態					飼料生産				牛		土・草							
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率		たい肥利用方法			
単一経営	現在	家族	35.5	つなぎ・パイプライン	ヘルバー	分離給与	-	ha	トウモロコシ・イタリヤン	-	ha	5	ふん尿分離・堆肥化・液肥化	kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上	経営内利用5割・経営外利用5割	県全域
単一経営	目標	家族	50	つなぎ・パイプライン	ヘルバー	分離給与またはTMR、稲WCS利用	-	ha	トウモロコシ・イタリヤン	コントラクター	12	ふん尿分離・堆肥化・液肥化	kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上	経営内利用8割・経営外利用2割	県全域	
単一経営	目標	家族	120	フリーストール（フリーバーン）・パーラー	ヘルバー・育成（公共牧場）	TMR、稲WCS利用	-	ha	トウモロコシ・イタリヤン	コントラクター	21	ふん尿混合・堆肥化	kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上	経営内利用6割・経営外利用4割	県全域	
単一経営	目標	法人	200	フリーストール（フリーバーン）・パーラー	育成（公共牧場）	TMR、稲WCS利用	-	ha	トウモロコシ・イタリヤン	-	31	ふん尿混合・堆肥化	kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上	経営内利用6割・経営外利用4割	県全域	
単一経営	目標	家族	40	つなぎ・パイプライン	ヘルバー	分離給与またはTMR、稲WCS利用	-	ha	トウモロコシ・イタリヤン	コントラクター	10	ふん尿分離・堆肥化・液肥化	kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上	経営内利用8割・経営外利用2割	県全域	

## 2 肉用牛経営方式

肉用牛経営については、繁殖経営、肥育経営ごとに、複合・専業の別、肥育経営は、品種（肉専用種、交雑種、乳用種）を踏まえて類型を設定した。

### (1) 肉専用種繁殖経営

家族複合経営 繁殖雌牛15頭規模

肉用牛生産の労働の外部化等による高齢者の経営の維持や新たに繁殖経営への参入を図る類型

家族複合経営 繁殖雌牛30頭規模

家族経営で他作物等との複合経営を行う類型

家族専業経営 繁殖雌牛60頭規模

家族経営で肉専用種繁殖を専業で行い所得600万円を目指す類型

方式名	経営概要									生産性指標						備考		
	経営形態	飼養形態			飼料生産			ふん尿処理方式	牛				土・草					
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化		作付延べ面積	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	10a当たり生産量	経営内飼料自給率		粗飼料給与率	たい肥利用方法
県全域	現在	家族複合	8.5	繋ぎ・牛房式群飼	分離給与	(ha)	イリアン・ソルガム	-	3.3	堆肥化	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上 イリアン 5,600kg ソルガム 6,000kg	%以上	%以上	経営内利用 10割
県全域	目標	家族複合	15	牛房群飼・連動ステーション・CS(CBS)	分離給与	(3ha)	イリアン・ソルガム	-	3	堆肥化	12.5	24	8.5	260	イリアン 6,000kg ソルガム 6,300kg	70	80	経営内利用 10割
県全域	目標	家族複合	30	牛房群飼・連動ステーション・超早期母子分離	分離給与 稲WCS	(3ha)	イリアン・ソルガム	コントラクター	5.5	堆肥化	12	24	8.5	260	イリアン 6,000kg ソルガム 6,300kg	60	80	経営内利用 10割
県全域	目標	家族専業	60	牛房群飼・連動ステーション・超早期母子分離・ほ乳ロボット・CS(CBS)	分離給与 稲WCS	(6ha)	イリアン・ソルガム	コントラクター	12.5	堆肥化	12	24	8.5	260	イリアン 6,000kg ソルガム 6,300kg	60	80	経営内利用 10割

注) CS：子牛共同育成施設(キャトルステーション)、CBS：繁殖牛受託施設(キャトルブリーディングステーション)

(2) 肉専用種及び乳用種・交雑種肥育経営

家族専業 肉専用種肥育150頭規模

家族経営で肉専用種のための肥育専業で所得600万円を目指す類型

法人経営 肉専用種繁殖・肥育一貫(繁殖50頭、肥育100頭)

法人経営で肉専用種の繁殖・肥育一貫飼育を行う類型

家族専業 乳用種・交雑種肥育200頭規模

家族経営で乳用種・交雑種の混合肥育専業で所得600万円を目指す類型

方式名	経営概要								生産性指標										備考
	経営形態	飼養形態			飼料生産			ふん尿処理方式	牛					土・草					
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	作付体系	外部化	作付延べ面積		肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	枝肉規格	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率	たい肥利用方法	
県全域 現在	家族専業	頭以上 120	牛房群飼	分離給与	イネ科牧草	-	1.6	堆肥化	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上	A4以上42%	kg以上 イリア 5,600kg	%以上 5	%以上 10	経営内利用 1割 経営外利用 9割	
県全域 目標	家族専業	肉専用種肥育150頭	牛房群飼	分離給与・ 稲WCS	イネ科牧草	コトク	3.5	堆肥化	8.5	28.0	19.5	760	0.85	A4以上60%	イリア 6,000kg	10	20	経営内利用 2割 経営外利用 8割	
県全域 目標	法人	肉専繁殖・肥育一貫(繁殖50頭、肥育100)	牛房群飼・ 連動システム	分離給与・ 稲WCS	イネ科牧草・ 稲WCS	コトク	10	堆肥化	7	26.5	19.5	760	0.9	A4以上60%	イリア 6,000kg イリカ 6,300kg 稲WCS 3,500kg	25	30	経営内利用 4割 経営外利用 6割	
県全域 目標	家族専業	乳用種交雑種肥育200頭	牛房群飼	分離給与・ 稲WCS	イネ科牧草	コトク	4.0	堆肥化	乳用種7ヵ月 交雑種7ヵ月	乳用種20ヵ月 交雑種24ヵ月	乳用種13ヵ月 交雑種17ヵ月	乳用種780kg 交雑種760kg	乳用種1.25kg 交雑種1.0kg	乳用種B3以上25% 交雑種B3以上65%	イリア 6,000kg	5	20	経営内利用 1割 経営外利用 9割	

## 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

### 1 乳牛

#### (1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		総農家数	飼養農家 戸数	/	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養 頭数 /
					総数	うち成牛 頭数	
長崎県	現在	戸 38,800	戸 220 ( 0 )	% 0.6	頭 10,300	頭 8,270	頭 46.8
	目標		150 ( 0 )		9,900	7,300	66.0

(注)「飼養農家戸数」欄の( )には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

#### (2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

生乳の計画生産の的確な実施により需給の安定を図りつつ、効率的かつ安定的な経営体により生乳生産の大宗が担われる生産構造の実現を目標として、飼養規模の拡大に向けた以下の対策を積極的に推進する。

##### 新しい飼養管理技術の普及

個体管理の徹底により生産・経営管理技術の高度化を進め、乳量・乳質の向上を図る。牛舎新築・改造を行う場合には、過剰投資とならないよう配慮し、フリーストール・ミルクキングパーラー方式、TMR給与方式など省力化のための飼養管理方式の導入を図る。

##### 自給飼料の生産拡大等による土地利用型酪農の推進

諫早湾干拓地や自然干陸地等未利用地を活用するとともに、耕種農家との連携により飼料用稲の利用を推進し、飼料自給率の向上を図る。

##### 牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上

乳用牛の改良については、県内の経産牛の過半が牛群検定事業に参加することを目標に普及拡大に努めるほか、能力の高い雌牛を導入し、性判別精液等の活用により優秀な後継牛の確保を図る。また、精液の選定に当たっては、NTPトップ40等の能力の高い種雄牛の集中活用に努め、牛群の改良を推進する。

##### ゆとりある酪農経営の推進

労働負担の軽減や定期的な休日確保のために、酪農ヘルパーやコントラクターの設立、その利用拡大を推進する。

##### 法人化の推進

施設・機械の共同利用による経営の効率化、社会的信頼性の向上と安定的な雇用の確保などのために法人化を推進する。

## 2 肉用牛

### ( 1 ) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		総農家戸数	飼養農家戸数	/	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種			乳用種等			
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営	県全域	現在	38,800	3,600	9.3	44,300	44,300	29,600	0	14,700	0	0	0
		目標		2,800		53,150	53,150	32,700	0	20,450	0	0	0
肉専用種 肥育経営	県全域	現在	38,800	260	0.7	27,700	27,700	0	27,700	0	0	0	0
		目標		250		38,300	38,300	0	38,300	0	0	0	0
肉専用種 繁殖・肥育 一貫経営	県全域	現在	38,800	40	0.1	3,200	3,200	1,200	1,300	700	0	0	0
		目標		40		4,550	4,550	1,300	1,700	1,550	0	0	0
乳用種・ 交雑種 肥育経営	県全域	現在	38,800	90	0.2	16,000	0	0	0	0	16,000	5,800	10,200
		目標		70		14,000	0	0	0	0	14,000	4,000	10,000
合計	県全域	現在	38,800	3,990	10.3	91,200	75,200	30,800	29,000	15,400	16,000	5,800	10,200
		目標		3,160		110,000	96,000	34,000	40,000	22,000	14,000	4,000	10,000

### ( 2 ) 肉用牛の飼養規模拡大のための措置

飼料生産や飼養管理技術の改善等による生産性の向上、共同化・分業化を行う支援組織の育成など地域の特性を生かしつつ、経営感覚に優れた意欲ある肉用牛経営の育成を図るため、以下の対策を積極的に取り組む。

#### 生産力向上の推進

- ・肉用牛経営の規模に応じた施設・機械整備を推進する。
- ・耕作放棄地等を利用した放牧やコントラクターの利用を通じた省力的な自給飼料生産を推進する。
- ・肉用牛の持つ本来の能力を最大限発揮できるよう飼養管理・衛生管理の技術の高度化を図る。

#### 特色ある肉用牛生産の推進

- ・牛肉の美味しさなどにも着目した肉用牛改良を推進する。
- ・優良な県有種雄牛の産子を中心に育種価などを用いて選抜した高能力で特色ある繁殖雌牛群の整備を推進する。
- ・適正交配や飼養管理等の向上により高品質で斉一性の高い子牛づくりや肥育牛生産を推進する。

- ・肥育素牛の県内供給率を高め、地域内一貫生産体制を推進し、「長崎和牛」の生産拡大を図る。

- ・全国和牛能力共進会での上位入賞により、本県肉用牛の全国的な評価を高め、「長崎和牛」のブランド確立を図る。

- ・褐毛和種等の生産性向上や増頭支援を図る。

#### 多様な支援体制の強化

- ・肉用牛ヘルパー組織やコントラクターなど肉用牛生産支援組織を育成する。

- ・定年帰農や異業種参入者等を含む新規就農者や後継者の営農支援を強化する。

- ・子牛共同育成施設（キャトルステーション(CS)）や繁殖牛受託施設（キャトルブリーディングステーション(CBS)）などの整備を推進し、肉用牛生産者の労力の軽減を図る。

- ・女性農業者や後継者等と支援組織を結ぶネットワークの充実を図る。

#### 安定した経営体の育成

- ・経営コンサルタント、普及指導員、営農指導員などによる支援体制を強化し、経営管理能力の向上を図る。

- ・耕畜連携を強化し、堆肥の有効利用や自給飼料の生産利用を促進する。

- ・地域の特性を生かした集落営農との連携強化や法人化などによる経営の安定化を推進する。

- ・家畜排せつ物の適正管理と、堆肥の広域流通による利活用を促進する。

## 飼料の自給率の向上に関する事項

### 1 飼料需要見込量（目標年度）

区分	頭数	1頭当たり 年間必要 TDN量	年間必要TDN 量 = x	粗飼料給与率		粗飼料自給率		都道府県内産飼料から 供給されるTDN量				飼料 自給率 = / %	現在の 飼料 自給率 %	備考		
				うち 良質	うち 低質	うち 良質	うち 低質	粗飼料		濃厚 飼料	計 = +					
								うち 良質 = x	うち 低質 = x							
乳牛	成牛	7,300	4,846	35,375,800	45%	5%	60%	100%	9,551,466	1,768,790	0	11,320,256	32%	18%		
	育成牛	2,600	1,514	3,936,400	50%	0%	60%	0%	1,180,920	0	0	1,180,920	30%	18%		
	計	9,900		39,312,200					10,732,386	1,768,790	0	12,501,176	32%	18%		
肉用牛	繁殖雌牛	34,000	1,152	39,168,000	70%	10%	100%	100%	27,417,600	3,916,800	0	31,334,400	80%	67%		
	育成牛	22,000	889	19,558,000	60%	5%	80%	100%	9,387,840	977,900	0	10,365,740	53%	35%		
	計	56,000		58,726,000					36,805,440	4,894,700	0	41,700,140	71%	58%		
	肥育牛	肉専用種	40,000	2,305	92,200,000	8%	12%	50%	70%	3,688,000	7,744,800	0	11,432,800	12%	5%	
	乳用種	4,000	2,818	11,272,000	13%	7%	50%	70%	732,680	552,328	0	1,285,008	11%	1%		
交雑種	10,000	2,371	23,710,000	5%	15%	50%	70%	592,750	2,489,550	0	3,082,300	13%	2%			
計	54,000		127,182,000					5,013,430	10,786,678	0	15,800,108	12%	4%			
合計	119,900		225,220,200					52,551,256	17,450,168	0	70,001,424	31%	20%			

### 2 飼料給与

#### (1) 飼料給与

		現在	目標
都道府県内産飼料	粗飼料	TDNkg 30,848,372	TDNkg 67,227,622
	牧草類（良質粗飼料）	23,931,733	52,422,933
	稲発酵粗飼料（WCS）	60,064	1,036,273
	野草	216,202	2,683,632
	稲わら	6,692,800	12,081,200
	その他	7,637	39,857
	濃厚飼料	465,428	600,000
	飼料用米	0	0
	エコフィード等	465,428	600,000
	その他	0	0
	合計	31,313,800	67,827,622
都道府県外産飼料	粗飼料	34,349,870	21,911,978
	輸入品	32,821,430	0
	濃厚飼料	129,556,399	135,480,600
	飼料用米	0	0
	エコフィード等	0	0
	輸入品	129,556,399	135,480,600
合計	163,906,269	157,392,578	

(2) 具体的措置

エコフィードの利用促進については、県内で排出される豆腐粕、焼酎粕等の有効活用を図るため、需給情報・技術情報の提供を含めたネットワークづくりを図るとともに食品残さ等の飼料化施設・機械の整備に対しても支援を行う。

3 飼料供給計画

(1) 飼料供給計画

区域名	区分	現在(平成20年)												稲わら	飼料供給 地面積 = + ×0.1	乳牛換 算1頭 当たり	飼料用 米作付 面積
		飼料作物の作付面積					放牧面積										
		田	稲発酵 粗飼料 (WCS)	普通畑	牧草地	計	林地	野草地	小計	田	畑	その他	計				
長 崎 県	飼料作物 作付面積 (ha)	3,333	18	5,565	423	9,321	/	/	/	/	/	/	/	/	9,359	0.25	1.0
	野草地等 面積(ha)	/	/	/	/	/	37.4	350.7	388.1	47.1	153.1	19.1	607.3	6,980	/	/	/
	生産量 (t)	186,867	630	313,977	23,835	524,679	561	7,014	/	941	3,062	382	/	35,600	/	/	4.5
	生産量の TDN換算量 (t)	20,374	131	35,793	2,550	58,718	97	1,326	1,423	127	612	76	2,162	13,386	/	/	3.7
	10a当 たり生産 量(t)	5.61	3.50	5.64	5.64	5.63	1.50	2.00	/	2.00	2.00	2.00	/	/	/	/	0.45
	10a当 たりTDN 量(t)	0.61	0.73	0.64	0.60	0.63	0.26	0.38	/	0.27	0.40	0.40	/	/	/	/	0.37

区域名	区分	目標(平成32年)												稲わら	飼料供給 地面積 = + ×0.1	乳牛換 算1頭 当たり	飼料用 米作付 面積	備考
		飼料作物の作付面積					放牧面積											
		田	稲発酵 粗飼料 (WCS)	普通畑	牧草地	計	林地	野草地	小計	田	畑	その他	計					
長 崎 県	飼料作物 作付面積 (ha)	3,723	210	5,954	427	10,104	/	/	/	/	/	/	/	/	10,143	0.25	160	TDN換算量 (飼料作物) 田: 11.1% WCS: 20.8% 普通畑: 11.4% 牧草地: 10.7% 飼料米: 81.3% (放牧) 林地: 17.3% 野草地: 18.9% 畑: 13.5% 稲: 20.0% その他: 20.0% 稲わら: 37.6% 飼料用米は豚、鶏へ 給与
	野草地等 面積(ha)	/	/	/	/	/	37.4	350.7	388.1	235.1	765.0	19.1	1,407	7,637	/	/	/	
	生産量 (t)	218,130	7,350	375,102	25,610	618,842	561	7,014	/	4,702	15,300	382	/	37,801	/	/	800	
	生産量の TDN換算量 (t)	24,926	1,529	42,762	2,740	70,428	97	1,326	1,423	635	3,060	76	5,194	14,213	/	/	650	
	10a当 たり生産 量(t)	5.86	3.50	6.30	6.00	6.12	1.50	2.00	/	2.00	2.00	2.00	/	/	/	/	0.50	
	10a当 たりTDN 量(t)	0.67	0.73	0.72	0.64	0.70	0.26	0.38	/	0.27	0.40	0.40	/	/	/	/	0.41	

(2) 具体的措置

飼料用稲の生産・利用について

水田における飼料用稲(稲発酵粗飼料、飼料用米)の生産については、耕種農家との有機的結合による作付けを推進するとともに、高性能機械の導入や地域に適した多収性の専用品種を選定・導入することにより生産性の向上を図る。

### コントラクター等の育成について

畜産経営の高齢化や規模拡大に伴う労働負担の軽減や自給飼料の生産拡大を図るため、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産支援組織を育成する。

### 放牧の推進について

放牧については、バヒアグラス等の永年牧草を主体とした放牧をはじめ、水田放牧、野草芝放牧、林間放牧など本県の地理的条件に適した放牧方式を導入し、耕作放棄地など低・未利用地を活用するとともに公共牧場の活用について積極的に推進する。

そのために、地域において放牧技術の普及を推進する技術者の育成や耕種農家、畜産農家及び関係機関・団体の連携により地域における放牧推進体制の確立を図るとともに放牧場整備等への支援を行う。

### 国産稲わら等未利用資源の飼料利用について

国産稲わらの飼料利用については、堆肥交換等による耕畜連携を強化するとともに、省力化につながる高性能機械の導入やコントラクターの育成、広域流通体制の構築などを推進する。

## 4 飼料基盤の確保等

### (1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位：ha)

区域名	現在の飼料基盤面積				目標年度までの事業実施予定面積			
					造成	整備		
	牧草地	飼料畑	その他	計		牧草地	飼料畑	その他
長崎県	423	5,565	995	6,983	20		90	90

(注)その他は、野草地や放牧に利用される林地等

### (2) 具体的措置

飼料基盤の確保については農地の集積・団地化の推進を図るため、地域の農業委員会など関係機関との連携を図るとともに農地集積に係る支援制度の積極的な活用に努める。

集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

平成17年に県下の約7割の酪農家が加入する酪農協が設立され県内の酪農協は5団体となった。今後も県下1酪農協体制に向けた酪農協の再編統合を推進することで、集送乳経費の生産者負担の軽減と集乳路線の合理化を図る。

今後は、指定生乳生産者団体が主体となって行う生乳流通の安定とコスト低減を図るための取組みに基づき、効率的な輸送の実現に向けた体制整備を進める。

項目	現在（平成20年度）						目標（平成32年度）					
	バルククーラー		クーラーステーション		ミルクタンククーラー		バルククーラー		クーラーステーション		ミルクタンククーラー	
	バルク クーラー数	1バルク クーラー当 たり乳 量	クーラー ステーション数	1クーラー ステーション当 たり乳 量	ミルク タンク クーラー 数	1ミルク タンク クーラー 当たり 乳量	バルク クーラー 数	1バルク クーラー 当たり 乳量	クーラー ステーション数	1クーラー ステーション当 たり乳 量	ミルク タンク クーラー 数	1ミルク タンク クーラー 当たり 乳量
県 下 全 域	基	kg/日	カ所	kg/日	台	kg/日	基	kg/日	カ所	kg/日	台	kg/日
	220	746	4	31,266	24	6,838	150	1,101	2	82,602	18	9,178

2 乳業の合理化等

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

乳業工場の再編・合理化は、製造販売コストの低減や酪農経営の安定、安全で消費者の信頼が確保された牛乳・乳製品の安定供給につながることから推進する。

現在、県内には3つの飲用牛乳工場（1日当たり生乳処理量2トン以上）があるが、生乳生産及び地域経済を考慮して、生産体制の整備や稼働率の向上等を促進する。

また、県内工場での生乳処理販売は生乳生産量の概ね3割程度で、残り7割の生乳は県外で処理されていることから、今後は県内の生産者、乳業者及び販売者が連携を密にし、県内で処理された牛乳の販路拡大に努め県内工場の生乳処理販売量の増加を図る。

区域名			工場数 (1日当たり 生乳処理量2t以上)	1日当たり 生乳処理量	1日当たり 生乳処理 能力	稼働率 / ×100	備考
長崎県	現在 (平成20年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	3	合計	kg 44,355	kg 145,400	% 31
				1工場平均	14,785	48,467	31
		乳製品を主に 製造する工場	合計				
			1工場平均				
	目標 (平成32年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	3	合計	66,000	145,400	45
				1工場平均	22,000	48,467	45
		乳製品を主に 製造する工場	合計				
			1工場平均				

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

## (2) 牛乳・乳製品の安全性の確保

現在、県内にはHACCP手法を導入した高度な衛生管理水準を備えた乳業工場は1工場のみであり、その他の乳業者は経営状況や施設・環境等の整備が必要なためHACCP手法の導入には至っていない。

牛乳・乳製品の製造過程に起因する食品事故を未然に防止することは、消費者に対して安全性に対する信頼感を与えるだけでなく、乳業メーカーの経営安定にも資することから、各乳業者は、牛乳・乳製品の製造過程におけるHACCP手法の導入に積極的に取り組むこととする。

## (3) 需要の拡大

牛乳・乳製品の需要を拡大するため、牛乳・乳製品に関する栄養面・機能面等に重点化した情報の提供及び正しい知識の普及啓発を積極的に推進する。特に、カルシウムの摂取が必要な成長期にある小・中学校の児童・生徒や高齢者に対しては、学校給食や高齢者介護施設等を通じて牛乳・乳製品からのカルシウム摂取の重要性を積極的に啓発し、牛乳飲用の定着化を図る。

また、乳業者においては、消費者ニーズの多様化に対応した牛乳・乳製品の開発、製造及び販売等に積極的に取り組む必要がある。

### 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

#### (1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

##### ア 家畜市場の現状

名称	開設者	登録年月日	年間開催回数(延べ日数)						年間取引頭数(平成20年度)					
			肉専用種		乳用種等		(参考)	肉専用種		乳用種等		(参考)		
			子牛	成牛	初生牛	子牛		成牛	子豚	子牛	成牛		初生牛	子牛
宇久家畜市場	ながさき西海農協	S31.12.4	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	頭	頭	頭	頭	頭	頭
小値賀家畜市場	ながさき西海農協	S31.12.4	4(4)	4(4)	0	0	0	0	1,118	50	0	0	0	0
沓岐家畜市場	沓岐市農協	S31.12.6	6(12)	4(4)	0	0	0	0	5,001	706	0	0	0	0
対馬家畜市場	対馬農協	H12.10.17	3(3)	3(3)	0	0	0	0	187	36	0	0	0	0
県南家畜市場	全農長崎県本部	H13.4.2	6(12)	6(12)	0	0	0	24(24)	4,693	396	0	0	2(2)	1,666
五島家畜市場	ごとう農協	H13.4.20	6(10)	6(10)	0	0	0	0	3,020	348	0	0	0	0
平戸中央家畜市場	ながさき西海農協	H15.7.11	6(15)	6(15)	0	0	0	0	5,673	593	0	0	0	0
計	7カ所		35(60)	33(52)	0	0	0	24(24)	20,130	2,165	0	0	2(2)	1,666

(注) 1. 初生牛とは生後1～2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のもの。

2. 乳用種等については、交雑種は内数として( )書き。

##### イ 家畜市場の再編整備目標

現在、県内には7カ所の子牛市場があり、年間2万頭余りが取引されている。

今後も肉専用子牛の生産拡大を図り、上場子牛の公正な取引及び適正な価格形成を確保する。

家畜市場は、地域の肉用牛生産を支援する拠点として果たす役割は大きいことから、地域の実情を踏まえ、関係機関、農業団体等の一体的な協力支援の下で、小規模な市場の再編統合や、セリ運営を効率的かつ安全に行うための整備など機能高度化を推進する。

#### (2) 地域内一貫生産の推進

		現在(平成20年度)						目標(平成32年度)						
		子牛生産頭数	生産子牛の仕向				肥育牛出荷頭数	子牛生産頭数	生産子牛の仕向				肥育牛出荷頭数	
			県内仕向	うち区域内仕向	県外仕向	/			県内仕向	うち区域内仕向	県外仕向	/		
肉専用種	県全域	雄	11,298	6,598	6,598	4,700	58.4%	13,365	14,500	11,600	11,600	2,900	80.0%	17,900
		雌	9,057	3,125	3,125	5,932	34.5%	4,458	10,800	6,080	6,080	4,720	56.3%	7,200
		計	20,355	9,723	9,723	10,632	47.8%	17,823	25,300	17,680	17,680	7,620	69.9%	25,100
乳用種	県全域	雄	1,680	1,680	1,680	0	100%	2,717	1,620	1,620	1,620	0	100%	2,200
		雌	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0
		計	1,680	1,680	1,680	0	100%	2,717	1,620	1,620	1,620	0	100%	2,200
交雑種	県全域	雄	1,490	1,490	1,490	0	100%	4,789	1,620	1,620	1,620	0	100%	2,500
		雌	1,370	1,370	1,370	0	100%	1,176	1,500	1,500	1,500	0	100%	2,300
		計	2,860	2,860	2,860	0	100%	5,965	3,120	3,120	3,120	0	100%	4,800

(3) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状（平成20年度）

名称	設置者 (開設)	設置 (登録) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 / %	部分肉処理 能力1日当たり		部分肉処理 実績1日当たり		稼働率 / %
				うち牛	頭	うち牛	頭		うち牛	頭	うち牛	頭	
佐世保市と畜場	佐世保市	H14.4.1	251	790	240	586	175	74.2	370	120	360	110	97.3
雲仙市食肉センター	雲仙市	S49.6.17	242	500	40	460	25	92.0	0	0	0	0	0.0
五島食肉センター	五島市	S56.10.6	178	162	48	84	13	51.9	80	40	55	10	68.8
日本フードパッカー(株)川棚工場と畜場	日本フードパッカー(株)	H8.4.1	243	850	0	708	0	83.3	750	0	708	0	94.4
日本フードパッカー(株)諫早工場と畜場	日本フードパッカー(株)	H10.4.1	247	880	200	714	118	81.1	920	200	700	108	76.1
計	5ヶ所			3,182	528	2,552	331	80.2	2,120	360	1,823	228	85.9

(注) 1. 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けた

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

県内では現在、5カ所の食肉処理加工施設(本土4、離島1)が稼働している。

佐世保市と畜場については、肉用牛の県内と畜頭数の6割を処理し、その出荷農家は県内全域にわたっていること、また、県内唯一の市場併設の施設であり、民間取引の価格形成に大きな影響を与えていることなどから本県の基幹的食肉処理加工施設として位置づけている。

このため、これ以外の施設については、佐世保市と畜場との連携のもとに、補完的な役割が果たせるよう施設整備を進めるものとする。

さらに、全ての施設について、安全で衛生的な食肉に対する消費者ニーズの高まりに対応するため、衛生管理基準、構造設備基準の遵守を徹底するとともに、HACCP手法を取り入れた食肉処理施設の整備を推進する。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在(平成20年度)						目標(平成32年度)					
		出荷頭数	出荷先				/	出荷頭数	出荷先				/
			県内			県外			県内			県外	
			食肉処理加工施設	家畜市場	その他				食肉処理加工施設	家畜市場	その他		
県全域	肉専用種	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%
	乳用種	10,482	6,286	0	0	4,196	60.0	2,200	1,200	0	0	1,000	54.5
	交雑種							4,800	2,700	0	0	2,100	56.3
計	29,853	15,450	0	0	14,403	51.8	32,100	18,800	0	0	13,300	58.6	

#### ( 4 ) 県産牛肉の需要の拡大

「長崎和牛」の需要の拡大を図るため、国内流通・販売においては、首都圏の高級百貨店等における定期的なフェア開催や県外の量販店等におけるPR活動により実需者への認知度向上を図り大消費地への流通を拡大する取組みを推進する。県内においては、各種イベントでのPR活動や「長崎和牛」を専門に取扱う店舗（長崎和牛指定店）の拡大など需要及び販路拡大に向けた取組みを推進する。

また、国外流通・販売については、経済発展が著しいアジア地域の富裕層をターゲットとして輸出を促進するためのPR活動や販路拡大への取組みを推進する。

県産牛肉については、品種毎の商品特性をわかりやすく消費者に情報提供していくことが重要である。輸入牛肉と競合する低価格帯の牛肉については、インターネットや生協を通じての販売等、生産者団体による直接販売ルートの新規開拓・拡大を推進する。

県産牛肉の販売を促進するため、トレーサビリティシステムを活用した飼養管理等に関する情報の提供や生産者の顔がみえる販売など、消費者に対する安全・安心感を高める取組みを推進する。

県産牛肉の生産者、農業団体と実需者である学校給食や社員食堂、外食・中食事業者との連携を通じた県産牛肉の利用による地産地消を推進する。

その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

## 1 家畜衛生対策の充実・強化

### (1) 防疫措置と動物検疫の的確な実施等

慢性疾病を含めた家畜の伝染性疾病に対しては、発生の予防及び発生時におけるまん延防止や清浄化に向けて、的確な防疫措置を講じる。特に、近隣諸国における口蹄疫等の悪性伝染病の発生に対しては、海外からの侵入を防止するため国からの情報を基に農場等への注意喚起を行い、侵入の未然防止及び異常の早期発見を図る。

また、伝染性疾病の発生状況の調査、新たな診断法や飼養衛生管理技術を活用し発生予防とまん延防止を図る。

### (2) 口蹄疫等悪性伝染病への対応

平成22年4月の宮崎県での口蹄疫の発生は、畜産や地域経済に深刻な影響をもたらしている。口蹄疫等の悪性伝染病に対しては、国際化の進展による人や物資の交流の増大や経営の大規模化の進展といった現状についても十分に考慮しつつ、発生に備えた県と市町等の危機管理体制の再点検・強化を行う。

また、車両等の移動が伝播経路となる可能性を考慮し、平素から農場に出入りする車両の消毒等の衛生管理を徹底するほか、予め家畜等の埋却場所等を確保しておく必要がある。

さらに、こうした悪性伝染病が発生した場合には、迅速かつ的確な防疫措置を実施し、清浄化に向け万全を期すとともに、生産者等の生活支援・経営再建のため、実情を踏まえた必要な対策を講じる。

## 2 家畜排せつ物の適正管理

家畜排せつ物の適正な管理と利用の指導を徹底し、堆肥などの保管施設の点検を推進するとともに、地下水汚染の防止等の観点から汚水対策や悪臭対策など、環境対策全般の取組みの重要性についても、さらなる法令遵守の徹底を図る。